

## 第4回

# V F M評価に関するワーキンググループ 議事録

日時：平成19年1月26日(金)

13:00~15:00

場所：中央合同庁舎4号館6階643会議室

山内座長 ただいまから第4回バリューフォーマネー評価に関するワーキンググループを開催させていただきます。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。今日は皆さんご出席なんですが、宮本委員だけご欠席というふうに伺っておりまして、あと光多さん、ちょっとお忙しいんですか。早目に出られる。わかりました。

それでは始めますが、まず前回第3回の議事録案、それから議事概要案、それから議論の整理案について、これまで事務局に提出をしていただいた修正意見を反映させたもの、これは参考資料で付けていただいているんですね。

もしも何か他にご意見がなければ、これで確定ということにさせていただきますけれども、よろしゅうございますか。今日の会議の間にも、もう一度見ていただいて、何かあれば最後にお願ひできればと思います。

それでは、1番目の議事ですけれども、これまでバリューフォーマネー評価の理論的な背景、こういったことに関する議論の整理をしてきたわけでありましてけれども、これを事務局からご説明いただきたいというふうに思います。それでご意見を伺うわけですが、配付資料もいろいろあることですので、資料を確認した上でお願いします。

荻野参事官補佐 それでは、事務局の方より、まず配付資料のご確認をさせていただきます。お手元の方にお配りしております資料ですけれども、一番上に議事次第がございます。まず資料1といたしまして、これまで第3回までの理論的な背景に関する議論の整理という資料がございます。資料2といたしまして、VFM評価に関する実務的な課題についてというものがございます。それから、先ほど座長の方よりお話がございました参考資料ということで、参考資料1が第3回の議事録案、参考資料2が議事概要案、参考資料3が議論の整理(案)ということになっております。

それから、本日の資料の関係の参考でございますけれども、参考資料4ということで、公共施設等の管理者等へのアンケート結果ということで、これは昨年の4月の第1回の総合部会に提出させていただいた資料の再度の配付ということでございます。

それから、参考資料5といたしまして、「VFM評価のあり方」に関わる報告書記載事項及び総合部会委員からの御意見ということで、これも昨年の8月の第12回総合部会及び9月の第1回の本ワーキンググループで配付させていただいておりました資料の再配付ということになっております。もし過不足等ございましたら、事務局の方までお知らせください。それでは、続きまして資料1のご説明をさせていただきます。

資料1でございますが、VFM評価の理論的な背景に関する議論の整理(案)というこ

とでございまして、今日第4回でございませけれども、第3回までに各回におきまして議論の整理というものを作成してまいりましたけれども、それをまとめまして再整理させていただいたものでございます。

整理の仕方といたしましては、これまで、そもそも論ということで整理してきた部分ですけれども、この部分に関しまして、今後アピールしていくポイントのようなことにつきまして、それぞれ中に下線部で示させていただきまして、その下線部に関連するこれまで出てきました議論の内容を、これまでの箇条書きのまま並べさせていただいたものでございます。それでは、順次ご説明いたします。

これまでも大きく2つで、1つがVFMの位置づけ、2つ目がVFMの源泉ということで整理してまいりましたけれども、その中の、まず1つ目のVFMの位置づけに関しまして大きく2つ、先ほど申し上げました下線部のところをつけております。(1)のVFMは効率性の議論であることを再認識すべきであるということが、まず1つ目でございます。これに関しまして、その下にございますような、これまでご議論いただいた内容を並べております。これは、もう今まで一たん整理させていただいておりますので、読み上げなくても構わないですか。いいですか。では、今ざっとお読みになっていただいて、こういう論点を一応このように並べて整理させていただいております。

ページをめくっていただきまして、2ページ目でございますが、先ほど申しました下線部の部分で、2つ目にアピールしていくべきポイントということで、VFMは単に計算すればよいというものではなく、評価の各段階において事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものであるということを、この中でアピールしていくのではないかとということを、これまでの議論から一応整理させていただいております。

これは、先ほどの部分がVFMの再認識ということでありましたけれども、ここはいわゆるプロセスと関係していく部分のお話を、これまでの論点をその下に6つ並べさせていただいたところでございます。

その次の3ページ目が参考と、ちょっとこの名前がいいかどうか分からないんですけれども、これは今の1の位置づけに関する部分を示していくに当たって、参考にすべき留意事項みたいなところを一応ここでまとめさせていただきました。

その1つ目の大きなものが、海外(英仏)でのVFMの位置づけはこうなっているというのをこれまでご紹介いただきましたので、それを今ここに並べさせていただいております。

もう一つは、我が国の実際の事例ということで、幾つかの政令指定都市の定めたVFMの実施方針には、国が定めたガイドラインにはない先駆的な考えを取り入れたものがあり、これらは、今回のVFM評価の検討を行うに当たり参考となるということで、その下に具体的な内容を並べております。

最後に4ページ目でございますけれども、これは2つ目のVFMの源泉のお話でございます、これに関しましては、打ち出していくべきポイントといたしましては、VFM評価に当たっては、VFMの源泉は何かということを一度明確に意識して、それらをどのように向上させていくかについて議論していく必要があるということではないかということで、ここに挙げさせていただいております。それで、その下に、それに関連する論点を4つ並べたところでございます。一応資料1のご説明は以上でございます。

山内座長 ありがとうございます。このバリューフォーマネーの理論的な背景というのは、いろいろ議論してきたわけですが、ここでまとめていただいたのは、その中でも特に重要なポイント、我々の論点として強調していくべき点ということでおまとめをいただいたものですね。今言いましたように他にもいろいろとあろうかと思うんですが、こういったところが重要ではないかというまとめですが、いかがでしょうか。

光多専門委員 2ページ目の2つ目の丸ぼつですが、これは前から申し上げているんですが、今、確かにきちんとバリューフォーマネーの計算が行われていないというのはあるんですが、予算が十分ついていないために、予算がついていないためだけに、この原因を求めるといのはいかがなものでしょうか。

山内座長 そうということで、ちょっとそこところは今おっしゃったように省いた方がよろしいかもわからないですね。

山内座長 その他はいかがでしょうか。

町田参事官 今のご指摘、前田委員の方からご指摘がありまして、それでこういう形で整理をさせていただいた部分だったんですけども、当然、光多先生おっしゃるとおり、他にもさまざまな要因があろうかと思しますので、こういった要因の他さまざまな要因からとか、例示として残すといのはいかがかという気もいたしますが、いかがでしょうか。

山内座長 ああ、なるほどね。例えばを入れちゃうんだ。

高橋委員 先ほど前田先生のおっしゃっていたのは、コンサルだとかアドバイスに対する予算の裏づけがないこともある。恐らく光多先生がおっしゃっているのは、自治体側に能力あるいは意欲の面で足りないという、そういうものも当然あるんだろうと思うんで

すね。だけど日本の社会的な雰囲気の中で、知恵に対するフィーがないという基本的なところもやっぱり大きなことですから、「一つである」というような書き方で書かれたら、光多先生の方もそれでよろしければ、今までの意見でいかがと思うんですけれども。

光多専門委員 前の仙台市とかおっしゃっていたように、金の問題じゃなくて、自治体の方が本当にこれはバリューがどうかということをちゃんと考える。金がつけばこれで解決する話じゃなくて、だから予算のためだけにこれを受けるのは、私はいかがなものかなと思うんですね。

山内座長 ですから、1つ例えばこういう理由からとか、そういう書き方で、あるいは場合によっては予算と熱意の問題でと書いてもいい。

高橋委員 熱意というとあれですが、要するに能力を鍛える教育コストということもあるでしょうからね。

山内座長 能力と言っちゃうとまずいですよ。

高橋委員 要するに自治体側の、どういうことを言ったらまずいだろう。

山内座長 どうですかね。

高橋委員 しかし、そこは重要では……。

山内座長 まあ言っちゃってもいいかもしれませんね。

前田委員 光多先生がおっしゃっておられること、今ご指摘の点でもあるし、美原さんもおっしゃっておられて、私もそう思うんですけれども、重要性が認識されていないと。だから時間も十分取られていないし、予算もとっていないしと、そんな感じの方がいいかもわかりませんね。重要性の認識をここで訴える方が、意味がきつと恐らくありますよね。

土屋専門委員 前回のヒアリングのときに、コンサルタントの選定の仕方をお尋ねしたら、基本的にはコンサルティングフィーのビッドだというお話だったんですよね。そうすると、例えば何千万円かかるところを、ダンピングじゃないんでしょうけれども、非常に安値でとられるというような事象もあるようにお聞きしました。ということは内容重視、それから、それに則って選定方法の工夫も要るんじゃないんですかという、そういう議論に発展するんじゃないのかなというふうな気がします。このペーパーでどうこうというのはまた別の話ですけれども。

山内座長 大体皆さんがおっしゃったようなことを総合して考えると、さっき前田さんが言われたようなまとめで、その中に包含されて、意識の問題、それと技術の問題、予算の問題と、こういうふうに広がっていくので、そういう書き方でちょっと整理してくださ

い。

町田参事官 わかりました。また整理し直します。

小幡専門委員 ずっと出ていなくて申しわけなかったのですが、2ページ目の一番最後のポツですが、もう皆さん盛んにご議論なさっているこの辺りですが、要するにある施設をつくる時に予算が幾らでも投入できれば、それは利用者にとってよいものになることは間違いのないのです。しかし、それは納税者といいますが、全体の予算があるわけですから、大体どのぐらいのものをつくらなければいけないというのは自ずから決まってくる。その中で、バリューフォーマネーを追求するという話になると思うのですよね。

ですから、誰のためのバリューかという、こういう表現でわかりますかね。納税者のためというのは究極的な目的なのです。当然、良いものが効率的にできれば、それは利用者にとってももちろんよいわけです。ただ、幾らでもお金をかければ、利用者にとってはより良くなるでしょうけれども、それは納税者の利益には相反するわけですから、ここは個別の局面で考えると、納税者のためと受益者・利用者のためというのは相反する可能性もあるのです。ただ、究極的には受益者は納税者でもあるわけですから。ここで、こういう誰のためのバリューかという聞き方はなかなか奥が深いので……。これでわかればよろしいですけども。

高橋委員 確かにこれは重たいところでございまして、大きく2つの要素があって、直接的な予算、これは税金から出ますよね。ところが、この間のお話の中で出ていたのは、税金を払う人と受益者が必ずしも一致しない、離れているときもある。こういうふうなのは直接的な問題ですね。

もう一つは、実はバリューフォーマネーをどうやって計算するかという中に、要するに質的な問題というのが出てきますよね。これは非常に計算が難しい。もうちょっと広く見ますと、社会的にやった方がいいのか、悪いのかという視点というのがあるんだろうと思うんですね。そこにだんだんリンクもしてくるんです。

ここが、あえて私どもも、この程度の表現しか難しいのかなと思って、納税の上での制限、税金の使用限度という意味では、かならずしもPFIに限らず、そもそも公共のやることはアフォーダビリティ、金をかけてもいいんだと、それは1ページ目の最初のぽつに入っています、公共性原則の内この要素があるんですよと。私、毎度申し上げているんですが、これだけじゃなくて、おっしゃるような前回出てきたように納税者なのか、私は要らないから返してくれという納税者だっているかもしれないという人もあるかもしれな

いとか、そういうご指摘があったと。だから本当を言うと、もっとその辺を細かく言わないと誤解を生むかもしれませんね。

小幡専門委員 1つ目のところで、アフォーダビリティの観点は出てきてはいるのですよね。そもそもやるべきか、必要性とかも含めてですね。

光多専門委員 基本はね、やっぱりバリューフォータックスですよ。やっぱり私はVFMという表現自体がね、VFMじゃなくて、もうバリューフォータックスですよ。納税者と受益者がパラじゃないはずなんですよね。やっぱり納税者が受益者としてそのメリットを受ける場合には、そこも関与するでしょうけれども、同じウエートではないんですよ。やっぱりバリューフォータックスですよ。

小幡専門委員 でも、ケースによってそれは違うと思うのですよね。分離の仕方、一致の仕方も含めて。この資料は、どういう性質のペーパーなのですか。整理案ですから、この後もう少し膨らますわけですよね。

町田参事官 基本的には、今まで何回かご議論をしていただいて、そもそも論については一応一区切りにいたしまして、少しテクニカルな 이슈について、これからご議論をしていただこうと。そこで、今までご議論をしていただいたことがこういったことでよろしかったでしょうかというご確認の意味を含めて出してみた。

小幡専門委員 わかりました。問題意識としてということであれば、はい、大賛成です。

山内座長 光多先生の効率性の議論では最初抑えているのに、またこういったような議論というのはあれですか。

光多専門委員 もともとね、やっぱりイギリスで市民憲章が出て、税をもっとちゃんと効率的に使うべきだという話から来ているわけですから、やっぱりあくまでメインはタックスですよ。

高橋委員 いずれにしても追加して申し上げれば、要するに納税者のためかどうかというのは、そもそも先ほどちょっと指摘しましたPFIかどうかではないんですよ。PFIでやるかどうかの効率の問題があるんですから、それは光多先生がおっしゃるように、もうそこでやるということに決まってしまうと、VFM評価だけやったって終わるわけですよ。そうなりますと、PFI、そもそも論、議論というのがVFMに絞られれば、バリューフォーマナーがありますよというふうになるのかなと。

ただ、このところは、なかなか社会性の問題だとかいうところが詳しくありませんから、これだけ見ると、やっぱり誤解を解いた方が私はいいと思う。

山内座長 基本的には、これ、我々の議論の合意というか、集約ということで、ここに存在していますので、ここでまたやり出すと、ずっときりがない可能性がありますけれども。ということで、また何かありましたら、ご意見を伺おうと思うんですが、今日のメーンは、全体問題としてはどう進めるかという議論をする中で、そもそも論ばかりでもしょうがないということで、これから我々がこれをどういうふうにしていくかというときに、やっぱり問題は、今あるガイドラインをどうしていくかということで考えた方がいいんじゃないかというふうに思います。

今日の議題、2つ目の論点は、ここに実務的な課題と書いてあるんですけども、要するにガイドラインというものを見たときに、我々がこれまで議論してきたこととどういうところで問題があり、どういう方向でこれを直していくかという、そういうことを具体的に議論していこうと思っております。

事務局の方で、まさに議論のまとめと、それからガイドラインとの対比をしていただいた資料が、資料の2ということでございます。その辺を、これもご説明をいただいて、議論をしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

荻野参事官補佐 それでは、資料2の方につきましてご説明をさせていただきます。その資料2の一番上にあります紙は、後ろにあるものを全体に一覧にきれいにまとめたものでございますので、これだけ見るとちょっとわかりづらいと思いますので、3ページ目をめくっていただきまして、こちらから先にご説明いたします。

VFMのガイドラインですけれども、もう一枚めくっていただきまして、構成ですけれども、まずその四角囲みの中に、現行のガイドラインの本文をもうそのまま書かせていただいております。それがもう全文、後ろに入っております。それを項目ごとに、そこに対応するこれまでの議論とかヒアリング結果を抜き出して対応させているところがございます。まずその四角囲みの後に、5ページの真ん中あたりですけれども、まず先ほどのいわゆるそもそも論で、ここのガイドラインと対応しているのではないかと項目を点線の囲みの中に書かせていただいております。もしガイドラインの解説みたいなものをお出しできるのであれば、こういうことをここに対応して書いていけばわかりやすいのではないかとご説明しております。

その下に、検討すべき項目（ある程度方向性が示されているもの）とございますけれども、この後に、次のページに、単に検討すべき項目というのもございますけれども、この2つが、参考資料の5をちょっと見ていただきまして、これは第12回の総合部会と今回の



第1回目のワーキンググループのときに資料として提出いたしましたものでございまして、これが昨年度までやっておりました検討委員会の報告書に記載されている事項と、あと、それも含めまして、総合部会で指摘された事項を、課題をある程度整理しまして表にまとめたものでございます。

ここに、左から2番目の欄に番号の欄がございまして、1から23までございますけれども、その番号と、今、検討すべき項目の中に入っている丸の中の番号及びその課題の中身が対応するようになってございます。それで、この表からガイドラインの該当部分に対応するものを抜き出して、ここに整理したものというふうになってございます。

その中で、これは事務局の方で整理したんですけれども、ある程度今のままだも方向性を示していけそうなものが、括弧にある程度方向性が示されているものと書いている部分でございまして、括弧のないところはもうちょっと議論が要るのかなというようなことで、大まかにですけれども分けております。

それに加えて、吹き出しのようなものがございまして、これが第3回、前回のワーキンググループで、仙台市さんと神奈川県さんの方からいろいろヒアリングで指摘がございましたけれども、それも関連する部分について、ここに概要を抜き出してお示ししております。こうすることによりまして、ある程度どの辺をさらに議論すべきかとか、そういうことが見えてくるのではないかなということで、検討整理をしていただきました。

具体的には、例えば今の5ページ目のところですが、ここはVFM評価の基本的な考え方の中のVFMとはというものに対応するものということございまして、これまでの論点との対比でいきますと、論点の判断基準の明確化の必要性、それから論点のリマインドされるべき基本的考え方、それから、その次のページに論点のサービスの質を加味したVFMの算出というところが、これまでも議論が出てきている部分であるということになります。

次に、6ページの中段あたりで【アンケート】となっておりますけれども、これが参考資料4の公共施設等の管理者等へのアンケート結果ということでございまして、これは先ほども申しましたが、昨年4月の第11回の総合部会のときに、現場でどういうところが問題になっているのかということをお示しするために資料を提出したものでございまして、今、PFI事業を実施している230の機関にアンケートをとったものでございまして、そのアンケート結果のうちVFM評価に関係あるものにつきまして抜き出してきております。

この箇条書きになっている部分が、まさにアンケートの回答そのもの、一個一個の回答

でございます。それに対して、ある程度先ほどの1から23の課題に対応させるように分類して示したのが、ここに抜き出してあるということになってございます。

そのアンケートの結果といたしましては、<sup>1</sup>の判断基準の明確化の必要性の部分には、1件アンケートの回答があったと。<sup>2</sup>のサービスの質を加味したVFMの算出という部分には、以下のような3件のアンケート回答があったということになっております。

以下同様に整理してありまして、7ページ目が、2番のPFI事業の類型とVFM評価の部分につきましては、検討すべき項目として、先ほどの表の18番目の課題ということで、事業収入と公共からの収入が混在する事業におけるVFM評価の必要性ということが、これまでも論点として挙げられているということでございます。

次に、8ページ目にまいりまして、3のVFM評価を行う時点等ということに関しましては、まずこれまでのワーキンググループの議論で、そもそも論の議論の中で、VFMは単に計算すればよいというものではなく、評価の各段階において事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものであるというふうなことが、この部分に対応しておるのではないかとということでございます。

また、その検討すべき項目ということで、これまでの議論の課題の整理の中では、課題のVFMの事後評価の部分、それから課題<sup>3</sup>のVFMの算定・公表時期及び算定結果のフィードバックの部分、それから16番目のVFMの算定・公表時期及び算定結果のフィードバックの部分、ここは中身が2つに分かれてありまして、先ほどの<sup>4</sup>はVFMの算定・公表時期の話、<sup>5</sup>は算定結果のフィードバックの話のこれまでの議論が対応しているということでございます。また、先ほどの2番目の課題につきましては、神奈川県、仙台市さんの方からも指摘がなされているということでございます。

9ページ目にまいりまして、二のPSCの算定というところでございますけれども、ここも検討すべき項目ということで、PSCの算出根拠に関する議論がございまして、ここがガイドラインのこの部分に対応すると。あと、その下にアンケートがございましてけれども、ここは8件ということで、この分類上は3番目に多くアンケートの回答が寄せられているところございまして、以下に書いてありますようなご意見が出ているということでございます。

10ページ目にまいりまして、次は2番目、PSCの算定方法の部分でございますけれども、ここもこれまでの議論に関しましては検討すべき項目ということで、8番のPSCの算出における管理者等の資金調達費用の議論、それから20番目のコスト比較方式とキャッ

シュフロー比較方式の議論が対応するのかなと思っております。それから、アンケートに関しましても1件回答が寄せられております。3番目のP S Cの間接コストも、そこに書いてありますように9番目、10番目の課題が対応しているのかなということでございます。

12ページ目でございますが、三のところでございますが、P F I事業のL C Cの算定のお話でございますが、ここに関しましては、検討すべき項目といたしましては、19番目の論点の付帯的施設の取り扱いの……。

山内座長 もうちょっと中身を言ってくれないと、ついていけないから。

荻野参事官補佐 はい、すみません。検討すべき項目といたしましては、付帯的施設の取り扱いということが対応しておりまして、中身といたしましては、付帯施設が含まれる事業におけるV F Mの算定に当たりましては、ガイドラインではこれを含まないものとされておりますけれども、付帯的施設の種類によっては、V F Mに含むことが妥当と考えられるものもあるというご指摘や、含むとした場合には、含む範囲や算出方法等について検討する必要があるというご議論、それから、こういうことに関しては管理者の合理的な判断にゆだねられるべきであろうというご議論が今まで出てきておるところでございます。

アンケートの結果につきましても、その部分に関しては2件です。どういうふうに行っていくのかについて、必要十分なレベルで示してほしいというようなご意見が出ておるところでございます。

2番目がL C Cの算定方法の話でございますが、ここで検討すべき項目といたしましては、課題 のP F I事業のL C C算出方法ということが、これまで論点が出てきております。ここは、要するに削減率を用いることが妥当かという話とか、それから使う場合でも、しっかりその根拠を示して使っていく必要があるというご議論がされているところでございます。

課題 のところは、P F I事業のL C C算出方法の中の選定事業者の収益性のお話でございますが、民間事業者が確保すべき利益を見込むことが必要で、その際はキャッシュフロー分析をしていく必要があるということ等がご指摘があるところでございます。

課題 につきましては、P F I事業のL C C算出における選定事業者の資金調達費用の話でございますが、これは、要は市場の状況をしっかり把握して、そこに合わせていく必要があるという話が指摘されておるところでございます。

次、14ページ目にまいりまして、すみません、ここは今まで申しました部分が、あるい

は方向性が示されていると考えて前に取り出した部分で、同じ課題の 、 、 の部分でもう少し検討が必要と思われる部分については、ここに書いております。 から まですべてそうなんですけれども、要は具体的な算出方法まで検討して示していくべきかどうかということ、後ろに残して書いてございます。この点に関しましては、神奈川県さらに仙台市さんの方からも、その留意点等につきましてご指摘があったところでございます。この部分につきましては、アンケート結果を見ましても、削減率を使うときの考え方でありませうか、根拠を示すための材料を出していくとか、そういうご指摘が、ここも割とアンケート結果の文面の中では多くなっているところでございます。

次に、16ページにまいります。四のV F M評価における留意事項というところでございまして、1番目、リスクの定量化の部分でございます。この部分につきましては、検討すべき事項といたしましては、表の14番目の課題のリスクの調整の方法というところに出てきておりますけれども、その下のアンケートでは、ここも割と意見が多かったところで、リスクの調整の方法をもうちょっと具体的に示してほしい等の意見が出ておるんですけれども、これまでのV F Mの議論の中では、そこを具体的にどうするかという議論は余りなされていないところでございますので、今後の課題なのかなというふうにご検討のところでございます。

それから次、19ページにまいります。2の基本方針の3(2)の「適切な調整」に関する部分でございますけれども、これに関しましては、検討すべき項目といたしましては、13番目の「適切な調整」における税金の取り扱いというところは、これまで議論されているところでございまして、議論されているもののうち方向性が示されていると思われる、そこにあります2つの部分に関しましては、前に出して整理しておるところでございます。ここはアンケートでは1件のみ意見があったところでございます。

次、20ページ目にまいります。3の現在価値への換算というところでございますけれども、この部分につきましては、下の方のアンケートの部分を見ていただきますとわかりますように、この分類上は一番ご意見が多かった部分で、現場の皆さんはいろいろ困っていることがあるという部分かなというふうに思われます。ここは要するに割引率をどうするかという話で、その考え方等を統一的に示していくべきではないかというような指摘がアンケート結果ではなされているところでございます。

これまでの検討に関しましては、検討すべき項目のところにありますように、割引率の設定によりV F Mの有無を意図的に操作でき得る側面があるため、一定の規範の枠内での

実践が望ましい。多様なある方を認める場合でも、考え方やアプローチは明確な根拠のもとに定義され、かつかかる根拠を開示することが望ましいという議論がなされているところでございます。また、あと検討すべき項目としては、考え方の定義をここで示していくかどうかというところは残っているのかなというふうに思って、そこに整理させていただいております。

次、22ページ目でございますけれども、4番の評価結果の公表でございますけれども、これに関しましては、これまでの議論で論点21のVFMによる検討結果の開示内容の検討ということで、そこにありますような議論がこれまでされているところでございます。

それから次、23ページで、五の公共サービスの水準等に対する評価ということでございまして、そこは四角にあるような同じように聞いておるわけでございますけれども、これまでの議論では対応する部分はなかったのかなというふうに考えております。仙台市さんからは、一応ここにありますようなご指摘がされているところでございます。

24ページ目でございますが、ガイドラインは今までの23ページまでのもので終わりでございまして、あとガイドラインにない課題ということで、六のところに残りのものをまとめて書かせていただいております。3つございますけれども、1つ目が論点4の公的部門職員のキャパシティ・ビルド・アップということでございまして、これは全体にかかるといいますので、その他のところに出てくるということになるのかなというふうに思っております。あと論点22の外部経済効果における税収効果の考慮の検討、また、論点23のリスク分析と一体化したガイドラインの作成の必要性という論点がこれまでございましたけれども、これも全体にかかるといいますので、後ろに整理させていただいております。アンケートにつきましても、全体にかかわる事項ということで、先ほどPSCとかLCCの中の話もございましたけれども、全体として目安になる指標というものを出してほしいというような意見が現場からはあるということで、ここも割と件数的にはたくさんいただいております。資料2のご説明は以上でございます。

山内座長 ありがとうございます。私から事務局の方をお願いしてやっていただいた作業は、要するに今までにいろいろ議論してきた、ヒアリングした、アンケートをやったということで、じゃ、実際にバリューフォーマネーのガイドライン、僕も問題があるとは言いませんが、議論になり、それをどういう方向で直していくかというようなことを具体的にまとめていただくという作業について。なぜそういうふうにしたかということ、要するにこのガイドラインをこれから直していった方がいいんじゃないかと、こういう判断です。

今ご説明いただいた中には、まだ議論しないと、どういうふうな方向でいけばいいかということが確定していないものとか、あるいは、そこまでガイドラインに書くかねというものとか、いろいろまだ混在していると思うんですけれども、これからこのワーキングもそんなに回数ないんですけれども、その中でやっぱり方向性をひとつつけて、ぜひともこのガイドラインをいい方向に直したいというふうに思ったものですから、ご無理をいただいてそのようにやってみたと。

まず、特にどこかのこの1点にかかるということはないですけれども、議論の方向性としてはそういうことでよろしいでしょうかね。じゃないと、我々がやってきたことが具体的にならないと意味がないですからね。

美原専門委員 全体見てみましたが、矛盾はないと思います。今のガイドラインと我々が議論している中身とは矛盾がないかなというところだけはきちんと見てみたんですけれども、矛盾はないですね。結局、ガイドラインは大きな概念的な枠しか書いておらず、実務的な詳細の考え方は余り詳しく書いていないためにわかりにくいといわれているのでしょう。それを補足するような感じであるならば矛盾はしないと思うので、今、座長がおっしゃられたように付加していくことは可能だと思います。一、二点いいですか。

山内座長 どうぞ、どうぞ。お気づきの点をどんどん言っていただいて、また詰めていただけたら。

美原専門委員 ちょっと気になったのは、議論の時系列的な形から、8ページ目のバリューフォーマネーを行う時点等についてですけれども、この検討すべき項目で書いてあるのは、かなり最初で議論をなされたことであって、その後、いわゆる導入可能性調査、ブレと書いてありますね。このところもやはりどういう形でやっていくのかを詰めるべきでしょう。仙台市さんがかなりその重要性を説明されていましたが、要は特定事業評価のとき、ある日突然バリューフォーマネーが出てくるのではなくて、それまでの慎重な手続・検討の成果としてあらわれているわけです。そういうのをちょっと検討した方がいいのではないかということが1点。

それとP S Cの算定、主に10ページ、11ページ目ですけれども、これは恐らく議論されてませんが、事実行為として検討した方がいいのは、例えばP S Cの算定方法等につき発生主義でできるだけ実施し、費用の算定範囲に関しても間接コストを算定し、算入するような考え方は、これは昨年12月19日に市場化テストの方で指針が出ています。この指針そのものは、規制改革・民間開放推進会議のレベルから1年以上もかけてコンサルタント

を導入して検討した結果なんですよね。官民間の差異を是正し、イコールフットイングで評価しようという考えですから、当然PFIにも適用できるだろうということになるわけです。それを反映しない手はない。

特に間接コストの算定のあり方、例えば、今現在PFIでは全然やっていないわけです。またその他の事例としては、退職給付金の公会計と民間の会計の制度の差から出てくる問題とか、費用の認識の相違から出てくる問題などを、官民競争条件の均一化という言葉を使い、議論しているわけですね。でも我々は、PFIでは調整というのは適切な調整の中に入れてしまうんですよ。ですけども、考え方は同じであると。そういう間接コストが算定に重要なのです。かかる判断基準や実務指針が別途存在しているわけですから例えば事実として、参考的にそれを利用しながら、こういう考え方もあるということをご付記することは重要じゃないかと思います。

それと同様に、発生主義に基づく調整の対象は、これ以外にもある。それも市場化テストの方で先行してしまっているの、やはりこれは同じ内閣府ですから、何らかの形で考え方を実務的に調整しないと実体経済が混乱するじゃないかと思うんです。これは入れた方がいいと思います。

山内座長 そうすると、今の論点でいくと、PFI事業者については発生主義で考えましょうということと。

美原専門委員 PSC。

山内座長 PSCについて発生主義で考えましょうということと両方あると思うんだけど、両方とも発生主義にするということ。

美原専門委員 そうです。PFIのガイドラインも基本的にはそうですよね。PSCのところでは発生主義に基づいて考えるということです。民間は発生主義が当たり前ですから、同じレベルにしましょうねということを言っていますので、矛盾はしていない。

山内座長 具体的にむしろその方向だと、ちょっと今反対にイメージがわからないのは、それがどこまでできるかということですね。方向としては書いて、具体的に、例えば市場化テストの指針が出ているんだったら、それをどこから持ってこれるかということがあるかもわからないけれども、実際にPFIのバリュフォーマネーの算定のときに、どこまで具体化できるかなと、ちょっとイメージがわからないんですけども、それは大丈夫ですか。

美原専門委員 それは管理者の判断によるでしょうね。例えば考え方を書いています。

手法を書いてあります。例示が書いてあります。それだけですよね。例えば公会計と民間会計の違うところは、いわゆる退職金の給付金手当の問題とかありますけれども、市場化テストとPFIで大きな違いは、我々はPFIでは資本コスト、減価償却などが入ってくるのに対して、必ずしも市場化テストはそうではない。サービスが主体になっていますから。場合によっては減価償却もあり得るよねと。減価償却をやっていくと、こちらの方はよりシリアスですよね。

山内座長 こっちの方が難しそう。

美原専門委員 そうです。

山内座長 そういうことですよ。うちなんかもあれですよ。法人化してね、退職給付金なんていうのは、運営費交付金の中でドカンと来るわけですよ。通常の制度だとあり得ないんだよね、そういう話は。そこのところ、あらかじめそういう関係をつくってやらなきゃいけないから、そこは難しいですよ。

美原専門委員 多分セグメントバランスシートを管理者が作成する方向に行けば、今度もう自動的に出てくる問題なんでしょうけれども。

山内座長 方向としては絶対そっちの方へ行っただ方がいいと思うね。

美原専門委員 大きな方向性としては、こういう考え方になっています。例えばこういうプラクティスもありますよという形で、例示的にこういう考え方もあるというのは書けると思います。

高橋委員 全体の枠組みでいいますと、これは私の個人的な見解ですが、市場化テストとPFIの大きな位置づけからいえば、どちらかというPFIあるいはPPPといってもいいでしょうけれども、大きな中に、特にイギリスでは歴史的にいうと市場化テストみたいなものあって、あるいはその前にはCCTというような制度があって、必ずしもうまくいっていないような理由があって、大きく言えば同じ流れなんですよ。

本来はPFIの大きな枠組みの中で、市場化テストというのが、イギリスで言っているのと同じかどうかはちょっと微妙だと思いますが、日本で指定管理者制度と見合うようなことで、労働力の民間への委託に割り切ってしまうと、あるいはサービスは全部ですね、施設そのものは外してという切り分けに、もししてしまえば、PFIの中のサービスだけの部分について当然共通してくるわけですね。

この中でバリューフォーマネーをどのように位置づけるかといえば、PFIのLCCとPSC、これを比較して、プラスかマイナスかという結論を得ようとするれば、当然計算根



拠が共通していなければ意味ないわけですね。そういうふうに考えてみますと、発生主義であるとか、複式簿記会計にしてやろうということはそういうことなんです。

ただ、公会計と民間の会計の大きな違い。ご専門もおられると思いますからあれなんです。非常に大きな要素は資本コストのあり方が違うんですね。これをどのように反映するか。資本に対するリスクもあって、そこにリスクプレミアムであるとかコストですね、どういうふうに位置づけるかというのに実は違いがあったりとか、大きなところで違いは当然あるんですね。違いは違いとしてはっきりと指摘をして、今回ここまで詰めるというのはなかなか難しいと思うんですね。似たように難しい点は幾つかあると思うんです。

だけど共通ですというような見解に立てば、ある程度詰めていけるような項目というのはもう既にあると思うんですよね。それは人件費のコストとかを共通にしていくとか、それから、公的な会計の中では余り入っていないんだけども本当は要るんだと。それは民間では計算はやっているということであれば、それは補ってもらわないといけない。そういうのは当然入ってきますので、今度のガイドラインで比較的是っきりと書けるんだろうと。

伊藤専門委員 そのとおりですね。退職給付会計の大きな違いは、民間企業は厳密に計算しているわけですがけれども、地方自治体でどの程度それに対応できるのかどうか。急にPFIの計算をするから退職給付さえも計算を委託するわけにはいかないと思うんですよね。それは毎年毎年準備が必要なことから、そういうのを強制するのもしがなものかなというふうな気もします。

山内座長 方針としては、それはもう会計をそろえなきゃいけないという方針はあるとして、それをどこまで、ここでガイドラインで書き、要求するかというふうなこと。

美原専門委員 それはPSCを構成する構成要因でしょうね。ですから、この事業をやる場合には何人かかっているからということなんでしょう。

山内座長 今の話で、退職金まで全部計算してやりなさいというところができるかどうかということですよ。

美原専門委員 それは平均値を取らざるを得ないですね。例えば年齢構成も違ってきますから。そういう問題もありますし、事業によっても違って来る。ただ、恐らく平均値を取って概算処理できるはずで、私が議論に参加したときは平均値を取りながら、余り厳密にやってもしょうがないで、ある程度どのくらいの間がいて、どのくらいの年齢構成で、バサッと平均値で切ってみて、これくらい付加してもいいよねという形になるんです。

山内座長 退職金の話はそうだけれども、例えば減価償却にしたって、今まで全くやっていないというところでやらなきゃいけないんだけど、そこまでできるかという。基本的にはやらなきゃいけないんだけど、それをどこまでここで要求するのか、あるいはどういうふうを書くかということですね。

小幡専門委員 確かに、市場化テストとPFIの維持管理のサービス部門というのは似ているわけです。PFIは既に私は8年位かかわっていますが、PFIでかなり蓄積されているのだから、市場化テストの方でも、少し参考にしたらということも、同じ内閣府ですし、言ったみたりしたのですが。ともかくあちらはやはり官民で比べなければいけないという官民競争入札なので、もっとコストが具体化するわけです。

今、官がやっている公共サービスにかかわっている公務員が、年齢構成も含めて具体的に出てくるわけです。要するに非常に範囲が限定されるので、退職金にせよ何にしても、明確に特定して出せるのです。官だとこれだけかかっている。このコストが、官民競争入札で民と比べてどうかということになります。

PFIですと、そこら辺が少しぼけるのではないかと思います。つまり今やっているというのがないですから。ですから平均とか、そこら辺が少し違うとは思いますが、美原委員のおっしゃるように確かにせっかくあちらでいろいろ考えてはいるので、使えるところはこちらにも使ってというのはあり得るかと思います。

山内座長 今、小幡さんが言っているのはわかった。確かに市場化テストをやっているやつを計算しようというのは、割合理由がわかるんだけど、想定でやると結構迷うところがある。

小幡専門委員 何を使うかという、ちょっと抽象的になりますよね。

山内座長 だけど方向性としては、そっちでやりなさいが正しいですよ。

町田参事官 まず、そもそも論のところでご議論をさせていただいたところで、バリューフォーマネーというのは一つのクライテリアだと。要するに、これをPFIでやるということを正当化する一つのクライテリアであると、こういうご議論であったかと記憶をしております。

もしそうであるとすれば、要はクライテリアとしての説明できるものは、当然公共施設等の管理者等の方にあると。ですから、彼らがそれをきちんと説明する道具として、いかにきちんとしたものをつくっていくか。そうすると、統一性ということが恐らく必要になってくるんじゃないかと。

そのときに、もしそういうことで考えるのであれば、今のご議論もやはりそういった観点からの議論というのがきっと必要であるかなと。そうすると小幡先生がおっしゃるように、やはりもともと市場化テストでそういうことをやられた所以と、それから、PFIでなぜこのクライテリアが必要かという所以がもし違うとすれば、そこはやはり違う論理というものがあってもいいのかなと。

それから、もう一つ、内閣府同士というお話がございましたけれども、私ども、小幡先生に随分前にご指摘をいただいたところもございますので、そういったことをやっているところ同士、少しいろいろと情報交換をやりようというようなことで大体関係者の皆さんご意見がまとまったところですので、今のお話もそういった枠組み中で少し考えさせていただければと思っております。

山内座長 基本は、おっしゃるようにクライテリアという面から見ると、統一性だって言われたって、いかにちゃんと比べているかということで、方向としては、やっぱりそれも発生主義みたいなものが正しくてという方向でいって、その中のクライテリアをきちんとしましょうという、そういうところでいいですか。どこまでできるんだろう。

町田参事官 どこまでできるのかですね、おっしゃるとおりですね。

山内座長 それも個別の案件で外部まで出すときにちゃんと確立させたものからだと、PFI-LLCがきちんとした基準になっているという問題と、それから多くの案件で、それも同じぐらいのクライテリアで計算されているんだという、やっぱり両方なんですよ。後者は前者を含むかもわからない、そういうことですね。その辺はどこまで書けるかですよ、その話はね、その市場化テストなんかも参考にしながらね。

町田参事官 そうですね。

山内座長 方向を明確にすると。これ本当にいかがですか。いろいろ議論を出していただいて、また今日も議論をすれば、大体方向がまとまりましたねという項目に移行するかもわからないと思いましたがね。

高橋委員 あと大きな課題とありますが、要約しますと2点あるわけなんですけど、今回やったリスク定量化とか、もう一つ、割引率をそれとちょっとリンクした格好で資金コストの問題です。これもここでまた議論ができると思うんですね。ここのところをもっと整理をしないと誤解もあるし。例えば割引率4%とありますけれども、私は個人的に言えばここで言ったこともないし、それが正しいというわけでも必ずしもなさそうだし、出ているのでしようがないから使っている人なんかも多いと思いますけれども、まず、そ

うすると割引率というのは何だと。これは資金コストの、普通の年利率とは違うんですね。共通の土台の上で比較するためのものですから、時系列的な違いを比較するものなんです。

それに対して、実際に資金コストというのは何も違いが無いと思われるかもしれませんが、業者ごとに違うという可能性もあるわけですね。あるいは事業の信頼性によっても違いが出てくるかもしれない。構造によってもずれる。そうすると、提案ごとにやっぱり違って来る可能性がありますので、そうすると、横に並べて比較するために使う割引率と、それぞれのプランごとにコストを計算するための年利率、これは明らかに違うわけですよ。この辺をもうちょっとはっきりと違いを明確にしておかないと、この議論をしたときに混乱をきたすのかなと。

要するに大きく言うとリスクの定量化と割引率の定量化と資金コストをきちんとしておかないといけないかなと。

山内座長 割引率の方ですね。だから4%という具体的な数字がどうかという面もあるのと、一応前の現状のガイドラインではリスクフリーでやりましょうということで、要するにだから比較のためにリスクフリーという一つのクライテリアになるので、それを使いましょうという、そこが書いてあるの。

高橋委員 そこだけですね、はっきり書いたのは。

山内座長 だけど、その4%になった経緯というのは、国債を例に出してくるんだけど、というよりも国交省のマニュアルが4%なんだけれども、国交省のマニュアルは平成11年に計算しているんだよね。もう10年近くなって、あのときに、平成11年のときに、直近5年だか10年だかの10年物の国債の平均が4%に近かったので4%にしたというわけだから。

ちょっと数字が出てこないんだけど、もう一つ理由があって、あれは戦後の約定金利の実質というのを見ると、どの5年10年をとっても大体4%で割ってあるんです。これはいろんなところで計算してみたけれども、大体3%の後半から4%で計算、実質でね。そういうものがあったので、それはちょっと抜きにしても、国債でやったんですけれども、あれは平成11年だから、国交省マニュアルが4%と書いたものを4%使っちゃったということで。

1つはだからこのリスクフリーといったときに、じゃ、例えば今年やるやつは直近5年間の10年物の国債の平均をとりましょうとか、そういうコメント的にそうするのか。

そうすると毎年変わっちゃうから、変な話じゃないかなという気もするんだけど。

高橋委員 これは、例えばマーケットで物を評価する場合に、過去のことというよりも今足元の金利の見方、これが一番重要になってくるので、将来上がるか下がるか、なかなかわからないわけですね、確かに。しかし、先ほど戦後を通してみれば平均的にもそうだと思いますけれども、今みたいにゼロ金利が長い間続きますと、全然変わっちゃうわけですね。

だけど、過去がどうであったかというよりも、それは過去を前提とはするんだけど、将来10年、20年、30年までいうと、同じじゃないんです。期間が5年の事業と30年の事業では割引率の取り方だって当然変わってきます。だから、推奨すべきレートというのは、本来どこかが公的なところにいくと。そうすると、これ以下になっちゃうかどうかわかりませんが、計算上はそういう割引率を使って比較をした方がいいのではないかとということがあり得るんですね。

だから、実を言うと私もそれ以上は言わなかったんです。結局それを詰めていきますと、じゃ、誰が決めるんですかとか、どのように決めるんですかという議論になってしまうんだけど、突き詰めればそういうことであろうと。

山内座長 もう一つは、議論のための議論は余り言わなくてもいいんだけど、我々の、経済学者というのかエコノミストからいうと、社会的割引率とこの割引率は意味合いが全然違うんですね。社会的割引率というのは、本当はリスクフリーで取っていいというものじゃないんですね。けどしょうがないから、それしかないからリスクフリーで取っているだけで、だからちょっとあの4%をここへ持ってくるという議論は本当はおかしいんです。

それはそれとして、おっしゃったような形で、やっぱり我々として結論を出さなきゃいけないと思うんですね、割引率は。金利はね、やっぱり1つでもある意味では足元の金利というのは将来を全部見ているというので、要するに確認情報というのでそういうふうにも言えるわけだから、それを使うという考え方もあるけれども、ただ、今年やるプロジェクトとどんどんこれはまた変わっていくとか、いろいろそういう問題はありますよね、実務的に。

高橋委員 だから、今みたいに狭く考えてみれば、A事業に対して、X、Y、Zとかいう提案があったと。そのXがP S Cですということといえば、事業は1つなんです。

山内座長 そうです、そのとおりですよ。

高橋委員　そういうふうに割り切って計算しなさいよということが1つはここなんです。ただ、その場合に、じゃそれだって実は前が重たいか後ろが重たいかによって、割引率の設定の仕方でも有利不利が出てきてしまうのですよ。だから、そういうことがあるので、より公正な利率をどういうふうに設定するかということも重要になってきてしまうんですね。

光多専門委員　イギリスのVFMのプレゼントバリューというのは、今お見せした形で、それは社会的割引率と時間選好に分けて分析していますよね。

山内座長　それから書くものなんですよ。

光多専門委員　その3.5のうちのこれが社会的割引率で、これが時間選好割引だという形で、それを分解していますよね。

山内座長　だから我々もそういうことをここでやった方がいいのかもわからない。ただ、今のここでの合意は、前に書いたときには、高橋さんの方だと思っただけなんですけれども、これはスタートラインを一緒にするための割引率であるということで、おっしゃったように社会的選好率とそれから割引率を分けてここで議論をしなかったという、議論がね。

光多専門委員　あれはもう何か4という数字が横にあったものだから。

山内座長　そこまで我々が合意すれば、それはそれでいいと思うんです。

美原専門委員　もう選択肢は書けるかもしれませんがね。いろんなことがありますねという考えは。今までの概論をベースにして、こういう考え方もある、こういう考え方もあるし、必ずしも固定する必要はないと思いますけれども。

山内座長　固定するという考え方もある。

高橋委員　固定するということがじゃなくて、考え方をほぼある程度詰めていけば大半はもう決まる。だから具体的に何%とするかといったところには、やっぱり要素の違いもあるし、考え方も違おうと。とりあえず今の段階で言えるのは、考え方はこうですよと。あくまでも比較のためにですよと。A、B、Cというものがあつたときに、違いが算定できるようなことを考えなきゃいけませんねと。そうすると、唯一これが正当ですよという根拠があれば、これを使いなさいと言って突き放しちゃうのか、あるいは、こちらはある程度こういう考え方だから、今はこういうものがないんじゃないですかというか、どっちかの選択だと思うんです。

山内座長　さっき町田さんが言ったやっぱりクライテリアとしてつくるときに、一定の基準をつくっておいて、まさにこの案件は、将来は低利だからこうしろとか、そういうことを防ぐためにこの後これですよという可能性ありますよね。

高橋委員 結論じゃないですけども、少なくとも割引率について、そのことをきちんと説明しておかないと、前回、実はガイドラインをつくったときに、そこを飛ばしちゃっているわけですね、はっきり言えば。

美原専門委員 それは資本コストの考え方に似たような考えになりますね。確かにご指摘のとおり、これは何か考えた方がいいですね。

山内座長 余り難しいことをガイドラインに書くと、汎用もとだから。だから解説本があって、そっちでこれを解説するとか、そういう考え方もあると思うんですね。

光多専門委員 これは今回あれですか、前は僕はこれはバリュフォーマナーのガイドラインだったと思うんですよ。だから一応方向性を示すという形のなので、ある面で行くとチャーター的なところがあつたんですね。今回は何を指すのか。やっぱりガイドラインの改定を指すのか。

山内座長 さっき私が申し上げたように、ガイドラインで書くべきところもあるし、書かなくてもよくて、解説本に落としてもいいようなところと、両方、今は入っているんです。

光多専門委員 そうなんですよ。だからガイドラインの改定を指すのか、あくまでガイドラインという形で基本的な考え方を示すのか、それとも、わかりやすく言えばバリュフォーマナーの計算の仕方というか、そういう。

山内座長 そうなのね、マニュアルだね。

光多専門委員 ええ、マニュアルね。我々としてどっちをやるのか。今、だから世の中が求めているのは何かというと、多分一緒なんでしょうけれども、基本的な考え方はやっぱりあつたとしても、多分アンケート等で見ても、それだけは世の中満足してくれなくて、やっぱり具体的な計算の仕方、そうすると何かやっぱり、我々のゴールは何をやるかという話ですけども、例えばP S Cがあつて、L C Cがあつて、両方をどういう形で比較するのか。その中に、例えばここに書いてありますけれども、一番重要なのがI R Rですよ。そのI R Rに結びつくところがリスクの分担ですよ。それから事業の性格、そういう形でI R Rになってきて、だから例えば実際にバリュフォーマナー高い低いとよくよく見ると、結局I R Rをどうするかという話で大体計算は自ずとできてきちゃうわけですよ。例えばI R Rを10にしちゃうと、これはもうバリュフォーマナーというのはなかなか出にくいし、もう本当にこれはリスクがないので3か4だという話になるとクレームが出ると。そういう形でP S CとL C Cを比較するときの確たる何か。リスクとかI R R、

そういう形でこれは本当に実際の計算の仕方というのを、そこまで求められている面もあるんですよ。

山内座長 さっきの発生主義もそうだけど、やっぱり原理原則もこれだったらやっぱりちゃんと書かなきゃいけないんですよ。それが完璧にできるかということ、そうじゃないので、その辺で悪役とっちゃ何だけれども原理にそぐわないマニュアル的なものを一緒にするものか、別にするのかあれですけども。

光多専門委員 原理原則はちゃんと高らかにうたって、やっぱり前のガイドラインも時点修正しなきゃいけないし、その中でいくと、さっきの議論に発生主義ということはどう位置づけるかとかもちゃんと、私みたいに発生主義でしかやってきたことがない人間ですと、もうキャッシュの世界というのはいないんですから私なんかは、何を比較するにしても、やっぱり全部物事は何がそこで発生しているかという形で比較するという中で生きてきた人間からすると、そこわからないから。要するにそういうところでいくと、どこまでできるかというのは別ですけども、これは私はガイドラインを示しても、個々の実際の行政の方の意欲または能力等に応じて、その適用の仕方は違ってくると思うので、我々はやっぱり原則論を示して、ただ、その原則論に加えて、どの程度実務の計算の仕方というやさしいやつを書くのかどうかという話ですね。我々としてね。

これは町田さんもだから、ただ、さっき山内先生がおっしゃったように、ある程度ターゲットがあるわけだし、時間との関係でいってもどの辺を適用するかというのを決めておかないと。

町田参事官 時間との関係ということであれば、3月末までで一応一区切りということですので、そこまでまず1回まとめてみるということではないかなというふうに、事務局としては考えておりましたですけども。

もちろんその後も引き続いてということは当然あり得るわけですけども、光多先生が冒頭おっしゃったとおり、やはりPFIは判例主義の国で生まれたものですから、できることから次から出していくという考え方なのかなと。

光多専門委員 そうすると、やっぱりガイドラインの見直しというのは最低そこまでやって、それから実際の計算の仕方というところまで行かないとしても、計算の仕方に関する幾つかのファクターについて、こういうふうに考えるんだという話で。それで、それを実際にじゃどうやって計算するのかという全体像は、もう少し時間をという話でないと、ちょっとあと2カ月しかないわけですね。



山内座長 だからマニュアルまで行くというのはちょっと無理なんですね。

光多専門委員 そういう点と、この課題についてということで、ここに幾つかに分けてある形で、とりあえずガイドライン項目と書いてあるので、ガイドラインの見直しとして、これについてどう考えるかという話をまず詰めていくという形でしょうね。

山内座長 そうですね。おっしゃるとおりですね。さっきの一番難しいのは割引率なんだろうね。今お話が出てきて、大分問題はだんだん整理されてきたと思うんですけども、ある程度議論して、事務局の方にちょっと引き取ってもらって、それでどういうふうに書いていくかということ具体的に提示してもらって議論していくというやり方があると思うんです。

ただ、そんなに回数ないですから、こうやって集まるだけじゃなくて、いろいろメール等でやりとりしながら修正していくものもあると思うんですけども。

光多専門委員 実際の行政でいくと、皆さん頭としては2ぐらいでやりたいんですよ。さっきの時間選好社会分を足してもね、何か内閣府のは4と書いてあるので、それで何かこう4になったり、例えば4と2と2つ計算したり、現場はちょっとそういう形でいくとやや混乱しているのが実態だったんですね。あるいは、そうなったら、またインフレ率と時間選好に分けたりね。

山内座長 そうですね。どうしますか。まさに今、個別問題といえ、割引率の話は。

高橋委員 ちょっと別のテーマになっちゃうんですが似たようなケースで、これも指摘で、資金コストの方のあれで計算するとき、計算上はみんな同じレートで考えるという考え方があるんですが、意見として、何回か出ていたのは、事業のあり方とか、事業者によって違うんじゃないかと。そういう意見もあるわけなんですよ。これは全く別の要素であるんだけど、同じ率ということである。そうすると、それは統一的な率を使いなさいということにするのか、個別に適宜違うんだから、別々に実現可能な、提案者ごとに可能だと思うものでやりなさいというのか。その辺のところも裏腹な問題としてはっきりしておかないと混同するのではないかと。どうですかね。今つくるという考え方は早いと思うんですよ。

山内座長 今のはPFI-LLCを計るときにあれですか。

高橋委員 つまり今よくあるのは、公共が国債ベースで調達をするのか、地方債で、今レーティングが今度変わってくるわけですね。そうすると各自治体ごとに調達コストが変わってくるということなのでね。PSCの方で資金調達のコストも考えれば、そういう違

いもあり得るのではないかなと。

一方、PFI-LCCの方でも自分で調達をすると事業者が考えたときに、それぞれ違うわけですね。それはその人の能力もあるし、事業の性格、構造によっても変わってくるわけで、これはもう恐らく他県で同じと言われるか、違ってくるのかわかりませんが、当然個別には違ってくる可能性が高いわけですね。

山内座長 確かにそれはあると思うんですけども、想定するしかないんですよね、だけど。LCCで計算をする際には、シナリオでやるしかないんですよね。どうですか。

松本専門委員 高橋先生おっしゃるとおり、案件の難しさというんですかね、それが概念的にあると思います。その案件によって、リスクプレミアムのものは個別に設定せざるを得ない。それとリスクフリーレートと言いますか、ベースレートと言いますか、それとの合計ということになるのかなと。

山内座長 そうすると、それは例えばガイドライン的には、案件の性格によって、LCCの想定するときのプレミアム部分を説明できるようにしなさいとか、そういうやり方ですか。

高橋委員 ある意味では結論が出ないようなあいまいなことですが、一番どうしようかということを考えるべき要素はちゃんと書いておくということ。

前田委員 ということは、そうすると事業者ごとに違ってくるところを統一レートでいいよとおっしゃって……。

高橋委員 いやいや、それをどっちにするかということを示してやらないとわからないかもしれないし、単年度最初の初期の段階であれば、あくまでも公的機関側が考えているだけですから、いろいろ想定はできないでしょうね。ただ、だんだん迫ってくると、やり方によっては違いが出てくるから可能性も出てくる。

美原専門委員 基本的には、やっぱり市場でコンサルタントを使ってやっていればできるんでは。通常我々は過去の経験や実績から、分野・案件毎にあうんの呼吸で大体デットエクイティーはこの位とか、レンダーはこの位を考える、じゃ我々はどのくらいのコストで資金調達ができるのかというのを評価している。

多分コンサルタントもマーケットを見るとできるはずなんですよ。我々だってできるんだから。それを公共と話をしながらやっていくんでしょうね、多分。

前田委員 僕は勘違いして、審査のときのことをずっと思っちゃったから、だから別にVFMのときは想定でいいと。

美原専門委員 法的説明ができれば。

前田委員 できます。それはできます。

山内座長 ただ、最近あれですよ。実際案件を見ると、昔想定したものと違う、そのデッドエクイティーとか、いろんなことで複雑になってきているから、単純な話じゃないなとは思いますが、でも想定するしかない。

前田委員 ないですよ。

高橋委員 そのところはあれですかね。事業所ごとのというのは実際に選んでみないとわからないわけですから、ただエクイティーをどのぐらいつぎ込むとかということによっては、企業体の信用度も変わってきますから、ちゃんと違いがあるのであれば説明ができるような根拠を示しなさいということになるかと思うんですよ。

光多専門委員 このP S Cの計算を誰がやるかというのが実は非常に現場では難しい話で、実際にこれをもし公共がやったらとすれば、やる人がいるわけですよ。本当にそのところの考え方が入ってやっているのか、それとも単に企画セクションあたりが想定としてやっているのか。

本来、私は常々申し上げているんですけども、バリューフォーマネーのP S Cについて、実際に行政がやっているその担当の方々は、市場化テストもなんですよ。もし自分たちがよりよくやれるということであれば、そのところはやっぱり意見を言いたい、そういう点でいくと思うんですよ。バリューフォーマネーというのはP S Cをどの時点で計算するのか。何かどうも今までは過去の10年間ぐらいの平均を出しているんですけども、比較としては、これから行政がやった方がいいのか、民間がやった方がいいのかという計算ですから、現在どちらとも両方ベストを尽くしてやって、その中でどちらがいいかというのを考えるべきであって、行政の方は過去10年間の平均をとるのは、これはアンフェアですよ。

だから、誰がやるかというのと、どの時点でやるかというのは、やっぱり非常に重要な話でね。

前田委員 P S Cで出すときに先生おっしゃったように、要求水準書のレベルと今までの仕様のレベルが違っているから、値段が間違っているんですよ、P S Cの方は。だからそういうふうに先生おっしゃったように、今後この要求水準のレベルでやった場合の公共側のコストというふうに書いておかないとまずいかもわからない。

光多専門委員 性格上これはP F Iの方でやった方がいいなという話はそれは別として、

両方やれる場合には、行政の方だって、例えば市が発注して電子入札とかいろんな形で自分たちの本当のノウハウを持ってやれることもあるわけですから、そういう形で十分またちゃんと比較しないと、本当のバリューフォーマネーというのは出ない。

最後の方に残るのはやっぱりリスクですよ。リスクだけはやっぱりなかなか最後まで定量化できないから、そこのところは残すかもしれないけれども、ある程度のところまではやっぱりちゃんと両方できちんとしないと。

だから今まで過去10年間ぐらいの平均でP S Cをとっているから、バリューフォーマネーでやっているのは、還元すれば行政の方が効率が悪いということですね。行政の方は全然それを悔しがらないのは、10年間ぐらいで比較されているから、全然そのあれまで効率が悪いと認めたわけじゃないということですから。

山内座長 リスクの定量化のところは余り議論していないというか……。

前田委員 僕は全然知らないんだけど、イギリスですぐわかっちゃうのは、建設のところでコストオーバーランがすごく出ますでしょう。だからリスク移転でリスクの定量化ってすぐわかるんですけども、建設以外のところでリスクの定量化をやって、要するにリスク移転でどうのこうのというのは……。

美原専門委員 余り見ないですよ、僕は、見たことない。

前田委員 でしょう。ほとんど僕は考えられないんですよ。

美原専門委員 それはやっぱり投資活動だからものすごく大きいからですよ。運営コストの合理化はどのくらいかと聞いてこないと。

前田委員 日本で、イギリスの前提で建設コストが安くなるよと言っているけれども、恐らく日本の場合、むしろそれが仮にあるとしたら、土屋さんを前にして悪いですけども、談合の問題で、それ以外は僕ちょっと考えられないので、日本の場合ですとね。コストオーバーランとかタイムオーバーランは出ないでしょう。

光多専門委員 出ないです。日本の行政はなかなかレベルが高いんです。

前田委員 だから、ここのところは議論をしにくいような。その問題とV F Mとの問題とが連動しているから、えらいややこしい議論なようなことをいう気がするんです。東京都の多摩のときに、直近にやった病院ですごくたたいてやったものだから、建設コストが落ちないんですよ。だからV F Mを出すのにすごい苦労したんです。

高橋委員 それは前にも書いたんですけども、現物価格、バリューフォーマネーの源泉がだんだんマーケットに収斂してくると。

前田委員 ないんですよ。

高橋委員 そういうことだよ。ただ、ちょっと話の前提、今、リスクをやりましたからね、リスクは大きなことなんです、僕はずっとリスクを見ていたときに、リスクを議論する場合に、リスクをきちんと定義していないと神学論争にすらならない。どういうことかという、リスクは一般的には損失がどれだけ大きいとか小さいとかと考えられがちなんですけれども、一方、ばらつきですね、要するに正規分布するとか、他の分布があるとか、統計的にですね、それがリスクなんだという考え方も当然あるわけですね。そのところを、リスクとは一体何だという定義をきちんとしておかないと、少なくとも議論にならないし、ましてや統計的にある程度数字で近似的にできるとしたとしても、全然比較の意味がなくなってしまうわけですね。まず、入るときにどこからということで議論をなくしてはいけないのかなと。

光多専門委員 星取り表ではリスクを定量化できないですよ。両方とも丸がついていたからね。

山内座長 ある意味じゃ、今のガイドラインというのは全く事業がないときに書いたわけだから、リスクのところ結構あるわけですよ、16ページから17ページまでね。それで、これは正しいんだけど、逆にこれを本当にできるかと言われると難しいねというようなあたりで、もうちょっと大きく……。

高橋委員 ただ、考え方はこれでいけますけれども、多少補足するかもしれませんね、原則論を。だけど、具体的なところは何にも書いていないわけです。例えばこの中でコストオーバーラン、タイムオーバーランと書いてあれば、これを補足するものを別に持ってきて、ここで説明してやらなきゃいかん。

前から私は申し上げているのは、例えば人工衛星ですね。人工衛星の問題になったわけです。予算を無駄にしたんだと。でも、あれは当然落ちこちる可能性というのはあるわけですね。予算の方ではそんなことを全然考えていないわけで、日本の予算制度は将来の確率については一切計上しませんから、だけど現実には起こったわけです。それから、予算に計上しなくてもいいけれども認識は必要だから、その認識ができるのであれば、計算上適切な調整なら計算には入れられるんです。

だから、そういうふうな物によってやっぱり違うところがありますので、その個別のところをもう少し具体的に切り分けて、解説できるところはする。できないところは原則論をさらにちょっと詰めてという方向でやって、それはデータが積み上がれば、自分のとこ

るのデータベースの中が、全体のデータベースからかわかりませんから、そこから引っ張ってくるということをやれば、可能性はあると。

美原専門委員 理論的にそうなのでしょうね。フランスのケースなどは、本当かなと思ったんですけども、プロバビリティーを計算して、ちゃんと計算式まで書いてありますよ。もう完全に定量化ですよ。本当かなと。多分データベースがあるんでしょう、何らかの根拠が。

前田委員 保険会社のエンジニアリング部門も持っているんですよ。持っているんだけど、それがどの程度の意味なのかがよくわからない。

美原専門委員 でも、それなりに説明を受けると、そうかなという気がしないでもないし。

前田委員 病院なんかはあるんですか。

美原専門委員 それでもう明確に定量化して、こんなものなんだと掛け算するんですよ。

前田委員 もう保険が一番近いでしょう、この問題って。

高橋委員 その意味ではね、今計算するものとは別に、保険商品として現実にある分は保険料、あれを計算の中に入れてもいいよという考えがある。ただ、これは範囲が極めて狭いんです。

前田委員 それはやっているんだけど、全部はカバーできないんですよ。

高橋委員 全然できない。特に信用に関するリスクについては、ほとんど皆無。

前田委員 それは無理ですよ。

山内座長 だから逆に言うと、要するに代替法みたいなものですよ。だから保険料を持ってきてリスクを定量化しましたと。その位置付けと限界をやっぱりちょっと書いておいた方がいいかもわからないですよ。

光多専門委員 さっき町田さんがおっしゃったことと関係するんですけども、そもそもVFMというのは何だと。やはりそれは行政がやるのかPFIでやるのかという一つの判断材料ですけども、バリュフォーマネーによって判断するというのは、これはそうだと思うんですけども、じゃバリュフォーマネーの計算で判断するということには必ずしもならない。

要するにバリュフォーマネーの計算が本当にそこを限りなく正解に近いところまで計算できるかということ、VFMというのはVFMの計算以外のファクターもあるので、私は

バリューフォーマネーによって判断するんだけど、それはVFMの計算、我々今の程度まで本当の真実まで近づこうかとしているわけですけど、それをやっぱり含めて、全体としてVFMを総合的に判断するんですよ。

だから、あくまでVFMの計算というのは、それを数値化して、ある程度近づいて、それを参考資料として、先ほどの何が最も納税者にとって効率的な使い方かということを最終的に判断していくんですよ。

だから、バリューフォーマネーというのはVFMの事業の判断の基本的な先ほどのクライテリアですけど、ただバリューフォーマネーの計算がイコールVFMクライテリアにはならないということ。議論を混乱させるかもしれないですけども。

前田委員 いや、おっしゃっていることはよくわかるんですよ。

高橋委員 おっしゃっていることと似たようなことなんですけど、先ほどリストを挙げてとありますけれども、もう一つ質的要素というのがあって、要するにレベルを上げればどうなるかと、こういう理論の指摘もあるわけですね。そうすると、バリューフォーマネーというのは具体的にどうするか。これは実はコンペティティブダイアログなんかともリンクするんですけど、だんだん詰めていくというプロセスの中で、私個人的に位置づけていますのは、バリューフォーマネーの計算があります。計算というのは、やる人と前提条件によっているんな数字が出てきちゃう可能性があるわけですね。

その次には算定と、個別の具体的なプランが固まってきたら、ある程度統一的にということですか共通の認識としてのバリューフォーマネーというのがだんだん絞られていくわけだから、話になるわけで、そういうふうになる。それは算定と同じ。計算を算定と見れば同じですが、より詰まったという意味で算定という言葉を使ってみた。

その次に、バリューフォーマネーがあると。したがって、これはPFIで取り上げてすべきだとかいう結論を出すときには、まさにバリューフォーマネーを肯定的に皆さんが認定する。これは計算の中身というよりもバリューフォーマネーがあるという結論を得るという意味で、それは単に算定じゃなくて、私は個人的にはバリューフォーマネーの検定だと言っているんですよ。要するにバリューフォーマネーがありますよと。それが統一的なコンセンサスで何%ぐらいありますよと。だからPFIでやると、そういうことだということなのかなと思うんです。

あと、もう一つ言葉として出てきますのは、バリューフォーマネーの検証という概念。そういう想定でやった事業が、これはもう事後的なチェックですけども、実際にあった

かどうか、それも検証していく。そういう言葉で、私は意味と言葉の定義を使い分けているつもりなんですけれどもね。

光多専門委員 そこをちゃんと明確にしておかないと、今は何かその辺は少しあいまいになっている面があってね。何かバリューフォーマネーが出ないと、何としても出せとかですね、そういう非常に混乱している状況もありますので。

高橋委員 追加的に、今の質的な問題で、なかなかいわゆる定性的要素を比較するというのは難しいんだろうと。当然そうなんだけれども、しかし、比較をしなければ結論を得られない。

さっきのアフォードビリティとの関係もあるんですが、どれだけいいものにするか。限界もある程度チェックもしないといけない。そういうふうに考えたら、あくまでも一つの便宜的な方法でございますけれども、例えばAという事業でX、Y、Zがあった。中身は多少変わっている。質的レベルも変わっているという、でこぼこが出てくるわけですね。そういったときに、あるサービス要素、よりよいというものに、同じにしようとするXの方はそいつがある。Yの方はないと。だからXと同じ要素を入れたら、プラスアルファで同じコストを足すと。そういう計算方法も一つ便宜的にはあるのかなと。

ただ、Yという方も本当にやったらそうなるとは限らないですよ、現実には違うわけですから。だから、そういう違うものを比較するとき、数字そのものを定量的に計算するかどうかは別にして、比較するための方法として置きかえ法といいますか、私はそういう方法もあるのかなというふうには考えています。

そういうふうに考えますと、先ほど光多先生がおっしゃったように、バリューフォーマネーを便宜的に計算するのは正しいものではないというご指摘になっちゃうわけですが、そういう部分を踏まえた上で最終的にバリューフォーマネーがあるというふうな結論を得なければならないということになるんだと思うんですけれども。

前田委員 何かイギリスのケースでね、結論の出し方のところで金銭評価ですとリスク移転で定量化して、すぐ金額が出ますよね。昔々おっしゃっておられたことと同じですけども、設計施工一体で発注するから請求のレベルが上がるよねというのと、ライフサイクルで時間にもコストにも頭に積むので、だから建物の建設のレベルも上がるよねと、こんな話でしたよね、確か。そのデザインのレベルが上がる、設計のレベルが上がるというのと、施工のレベルが上がるというのは、これは定性評価ですよ。数値のところ、掛けていないというか、出ないときに、抽象的な設計のレベルと建築の施工のレベルで上が



るから、やってみて捨てるケースって、そうされているんですかね。いや、僕は自分が発注者になったときに、おい、ちょっとそれは頭のところでなかなか言いづらいぜと思うんだけれども。

美原専門委員 逆転してというのはわからないけれども、評価していることは間違いありません。

前田委員 評価していると思うんですよ。

山内座長 それはもう絶対評価している。だけど、それは数字に出てこないから、どう使うかと言われたら自分の中でもわからない。

前田委員 わからない。わからない。だから事業評価のときはできるように見えるんですよ。

高橋委員 評価はするけれども、でも結論がだめねという、成り立たないわけですよ。

前田委員 僕が発注者の立場で担当者であれば、一応数字は出してくれよと。大体いろいろ問題が他にあったとしても、恐らく、もっと設計の中に入ってくるわけだから、特にきっとイギリスなんかは設計変更ってすごいクレームが来て、ほぼコストオーバーランになりますでしょう。そのリスクをある程度向こうに転嫁できますよね。だから僕は絶対設計レベルは高いと思うし、維持管理のコストも将来のことを考えると、多分つくと思うんですけれども。

美原専門委員 英国の制度では、アフォーダビリティ・ディスクロージャーといって、直接的ではなく、例えば設計概念図を提示したり、ある程度の公的部門の予算のころづもりをあうんの呼吸で、開示する慣行があります。大体これは高い、予算はもっと低いというのをやんわりと言うってわけで、期待する予算、仕様とバリューフォーマネーのバランスを図利、公的主体の意図をコミュニケーションする分けです。予算を管理しつつ、質の相場観がこれで構成されるのでしょ。いいデザインだけれども、予算に入らず、期待からぶれVFMがでない場合には、やっぱりイギリスなりのあうんの呼吸での対話があるんです

日本でもあるんでしょうけれども あるんですよ、それは。

前田委員 数字の帳じりを合わせているんですよ。

美原専門委員 それはそこで数字の調整ですよ、まさに。要は極めてソフトな形で交渉しているようなものですから。

高橋委員 そのところを、ともかく違いがあるよというような指摘はいいですよ。その次に、どういう対応をするんだということでのまず原理原則論と具体的論とを分け

て、そこをどこまで書けるかということですね。

前田委員 今回は、担当者がこれを見たときに方向がわかるということだから、今、僕が申し上げたような問題に直面している地方自治体の担当者を救ってやらんといかんから、難しいよ。至難のわざなんだけれども、僕は結構頭のところでやった方が日本の場合いいかもわかりませんよと言っているのはそこなんです。入札手続の中で、それはちょっと言えないことでしょう。

美原専門委員 確かに、頭だったら大丈夫だ。

前田委員 頭だったら、これぐらいのことですよ。それはインジケーションの出し方っていろいろあって、宮本先生が委員長をなさったノースプラザって、大宮と浦和とが合併したときに、昔の大宮市の部分に公民館のでかいやつをつくるわけだけれども、他と大体同じような予算でつくるよって、わかるじゃないですか大体こうなっているんだから。そういうふうな出し方って、僕あのときはそんなこと考えていませんでしたけれども、何かやらないと、そこにどう知恵を出していくのかということ、やっぱりもう一つ早い段階でやると。それで認識のずれのところを金額的にもレベル的にも詰めておかないと、今のままだと、土屋さんがどういう対応していいのかよくわからんと。落札したら、いっきにタマを集めて、何かめついいことを言われて困ると。こういう問題が起きないように。

高橋委員 それはあれですよ、縦軸と横軸で考えると、コストは縦に入って、頭を打って、その中ではいいものをつくる競争だよと。一方、質を決めて、つまり中で企画を決めちゃって、だから安い方が勝ちよと。その極端なところはわかるんだけれども、その組み合わせのところはわからないな。

前田委員 今大体はややこしい案件というのが、もうコスト競争にはしないでおこうよと、ややこしくなり過ぎるからと。

山内座長 だんだんはっきりしてきたんですね。

前田委員 だからそういうふうにはしているんですよ。でないと合わなくて。

山内座長 例えば市長さんとか首長さんとかの議会席へ、こっちを向いているから、もうこれはコスト競争じゃなくてクオリティーでいこうとか、何かそういう感じになってきていますよね。

高橋委員 ただ、クオリティーでいっちゃうと、談合じゃないですけども、お話し合いでよくわからないというような部分って残ってしまう可能性があるということでしょう。

前田委員 そうそう、そこはそこで別の問題としてややこしい問題が起こります。

高橋委員 ずっと抽象的だけれども、金額じゃないけれども、得点制にして、5段階にするとか。すると、どういう項目の切り方だとか、得点の与え方とか、倍率をどうやって換算するか、そういう考え方が出てくるわけですね。

前田委員 何を基準にして選ぶかというメッセージが最初のところに出てこないと意味ないんですよ。これは安全性であるとか、こういう利便性だよとか、これは動線だよとか、そういうことがちゃんと初めに出されていけば。

高橋委員 そうですね。だからPFI以前の問題として、この設備なり事業が必要ということですよ。

前田委員 発注者が何を欲しいと思っているかを。

山内座長 逆にでも大体のケースは実施方針を出すまでにまだまだぐちゃぐちゃやっていて、わけのわからないうちにもう何か総花的な実施方針を出すものだから。

前田委員 申しわけございません。アドバイザーのノリが悪いもので、そこまでできないから。ここをどういう書き方かという問題はあるんだけど、もう少しサジェスチョンしないとつらいですよ。

美原専門委員 ええ、そうですね。わかりやすいようにした方がいいな。

山内座長 ただ、やっぱりあれだと思うんですよ。この会議のこのレベルで話している別紙というのは、どっちかというやっぱり原理原則論の方に重きがあるわけだから、それよりももうちょっと形而下の問題は少し提案型で何か考えていただいていいですか。

前田委員 何かあれなんですよ。形而上の崇高なところをまず書いて、ここでやっているやや形而下な部分は脚注にするとか、何かもうちょっとまとまったところは別に別紙でやればいいんですよ。何か残したいですよ。

美原専門委員 ええ、それは何か入れた方がいいと思います。

町田参事官 それでは、つたないたたき台みたいなものを次回までにちょっとつくってみて、ただ、そのときに、すべてのポイントについてというのはなかなか難しいので、ややある程度一定のところにはフォーカスを当てていただく必要があるんじゃないでしょうか。

山内座長 別紙の細かいところは、やっぱりこの委員もそうだけれども、場合によっては神奈川とか仙台とかにちょっと意見を聞いて、何か抜けないところなんか、そういう話の方が、実際にやっている人の方がそういうのいっぱい持っているかもしれない。

前田委員 そうですよ。脚注とかいうことであれば、例えばこういう考え方もあるということ逃げられますものね。

町田参事官 いや、もちろんそちらもそういうことなんですけれども、項目自体もある程度やはり少しずつということできたいんですが。

前田委員 でもガイドラインを改定するのはすごく重要ですよね。

山内座長 それはもう絶対そうです。

前田委員 他のガイドラインは改定やっていないです。これからやっていけば、将来先はクローズして。

高橋委員 どういう格好で提示するかですけれども、多分読む人は、前のガイドラインがありますので、項目を別に掲げちゃうとリンクしないですよ。一番典型的なのは、よく法律で改正案がでるときに、複数出るでしょう、最初とでき上がりと対比したもの。あと、さらには解説みたいなものという形で。大きくいえばそういうことになるのかなと。最終案はともかくとして、もともとあるやつを多分赤字で修正する部分を持ってきて、そこをどう対応するかばかりになる。大体原理原則ですかね。その次に、プラスで脚注なり、別紙なり、さらに詳しい説明をこういうふうにつけたら、そういう格好でいくのが一番作業もやりやすいし、見やすいんじゃないかなと。その辺どうでしょうね。私はそれの方が早いかなと。

山内座長 だんだんでき上がりの形が見えてきてるような。

前田委員 問題が違っている。

山内座長 問題が違う。他にいかがですか。まさに今、こういうものを見なくてもわかっている。たたき台を出すことにさせていただきましたところだけは。

それで次回の日程を 光多さん帰っちゃった。先にやった方がよかったね 相談しましょうということなんですけれども、案が3つあって、3月9日の14時、それから6日の13時、2日の12時ってだんだん早くなっていますけれども、それのご予定を皆さんに伺いたいんですけれども、いかがでしょうか。

小幡専門委員 9日だけだめです。

山内座長 9日はバツ。

小幡専門委員 私は。でも、他の皆さんがよろしいのなら構いません。

山内座長 3月9日がアウト。手前からいくと、というか第1候補は9日なんです。

前田委員 9日って第2週ですよ。

山内座長 第2週。

美原専門委員 何時でしたっけ。

山内座長 これは14時以降。

前田委員 僕はきつといつでもいいと思いますよ。よくわからないですけども。

美原専門委員 大丈夫ですよ。

山内座長 大丈夫。

小幡専門委員 遅目だったら、ひょっとしたら大丈夫かもしれないから、皆さん大丈夫だったら入れておいてください。

山内座長 16時ぐらいで。

小幡専門委員 大丈夫。

山内座長 15時は。

小幡専門委員 遅れて来れるかもしれません。

山内座長 15時ぐらいでいいですか。9日15時から。

前田委員 そうすると、あと1回しかないんですか。

山内座長 できれば次回を含めて2回やりたい。次回はだから、ちょっと別紙の細かいものでたたき台を出して、議論していただき……。

美原専門委員 もし早目にできるんでしたら早目に事前に案を開示していただければ検討もできるし、議論も深まるかもしれません。少し事務局と議論もできます。もし時間があるんでしたらですが。

高橋委員 前のガイドラインのやり方も、何か事務局から提案をつくって回して、全部回すのは大変だから、個々ばらばらに勝手に希望を入れて、これを事務局の方でまとめましょうかというような手もある。

美原専門委員 そうすると効率的にディスカッションできるんじゃないかと思うんですが。

山内座長 そういうことでよろしいですか。

町田参事官 じゃ、今までのやり方を少し勉強しまして。

山内座長 次の回だけ一応決めればいいんですね。その次はまた調整ですね。

荻野参事官補佐 その次はまた調整しておきます。

山内座長 そうですね。そういうことで、ありがとうございました。熱心にご議論いただきまして。ちょっと時間ありますけれども、事務局の方でまとめていただいて、それで事務局からいただくということで、今日のところは終わりたいと思います。

じゃ、これで終わります。どうもありがとうございました。

以上